資料２－１－２

外来種被害防止行動計画の目標達成等の状況及び課題について

１．経緯

○現行の行動計画（計画期間：2015～2020 年）の目標は「2020 年までの愛知目標の達成」、すなわち「2020 年までに侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される」こととされており、更に当該目標の達成及び目的の実現に向けた行動指針（⇒*第１部第１章第４節*）が「基本的な考え方」として８つの柱で整理されている。

○また、*第１部第１章第４節*において、行動指針毎に計画期間終了時の目標が、*第２部第１章各節*において、国による具体的な行動及び目標が、それぞれ行動指針毎に整理されている。更に、*第２部第２章*において、「2017 年度を目途に目標の進捗状況を把握し、各省庁の取組状況を確認し、2019 年を目途に目標の実施状況の点検と見直しを実施する」とされている。

○これに基づき、各目標の 2018 年３月までの進捗状況の把握、各省庁の取組状況の確認を行い、その結果を 2020 年７月 30 日開催「第２回外来生物法施行状況評価検討会」において報告した。

○その際、2021 年を目安に愛知目標の後継となる国際的な目標が採択される見込みであったことから、2020 年３月末までの期間を対象に再度各目標の達成状況を確認し、目標の見直しを行うこととしていたが、新型コロナウィルス感染症の世界的な流行の影響により、当該後継目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」は 2022 年 12 月に採択された。

○今般、行動計画の見直し作業に着手するに当たり、2023 年３月末まで（一部は９月末まで）の目標達成等の状況確認を行った結果を２．に示す。

２．目標達成等の状況確認の結果

2023 年３月末時点（一部同年９月末時点含む）の行動指針毎の目標達成の状況及び各省の取組の進捗状況概要は別紙のとおりである（詳細は参考資料３参照）。

これを踏まえた、行動計画全体の目標である「2020 年までの愛知目標の達成」、すなわち「2020 年までに侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される」の達成状況としては、以下のとおりである。

①目標達成に向けての行動に概ね着手・進展が見られる。

②国レベルでは、侵略的外来種とその定着経路に関して概ね特定されており、優先順位付がなされている。また、優先度が非常に高い種については制御が図られている。

③地域レベルでは、侵略的外来種とその定着経路に関する知見集積が途上であるも、国レベルでの優先度に応じて実施可能な対策に着手しており、一部の優先度が非常に高い種については地域レベルでの制御が図られている。

３．現行計画の目標達成等の状況を踏まえた今後の課題について

２．を踏まえた今後の課題として、以下の３点を挙げる。

○地域の実情に応じた地域主体の外来種対策の推進

【現状】

・「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの作成と優先度を踏まえた外来種対策の推進」（*柱２*）及び「国内由来の外来種への対応」（*柱５*）に係る目標の達成状況として、多くの地方公共団体において外来種に関する条例及びリストが十分に作成されている状況ではない。

・このことは地方公共団体単位での外来種対策が十分に推進されていないことを意味するものではないが、戦略的に対策が取られている状況であるとは推測し難い。

【課題】

・各主体が外来種対策にかけることができる人員・予算等の資源に限りがある中、国及び地域の両レベルで「侵略的外来種の導入の防止（予防）」（*柱３*）及び「効果的、効率的な防除の推進」（*柱４*）を図っていくためには、国、地方公共団体、民間企業、NPO・NGO 等の多くの主体がより積極的に外来種対策を担っていく必要がある。その点、地方公共団体が、確固た

る方針のもと、地域関係者を巻き込みながら対策を主導することが望ましい。
・2022 年 5 月の外来生物法改正において、地方公共団体による防除の円滑化を図り、我が国全体としての防除を迅速化し、また強化するため、国、都道府県、市町村、事業者及び国民に関する責務規定が創設された。2023 年度からは環境省にて地方公共団体が行う特定外来生物の防除等を支援する交付金及び専門家派遣制度を開始している。
・今後はより多くの地方公共団体により計画・リスト等が作成され、地域の実情に応じた戦略的・野心的な方針が適切に設けられた上で、その方針に基づき、国による支援策を活用しつつ、関係する主体間で連携の上、確実に対策が実行されることが望まれる。

○民間セクター及び国民における外来種対策の主流化

【現状】
・一般における外来種への認識に関して一定程度の深化が認められるも、規制及び防除等の詳細に関して十分に認識及び理解が得られている状況であるとは言えない。
・更に各団体及び個人により適切かつ十分な対策がなされているかは不明である。

【課題】
・「侵略的外来種の導入の防止（予防)」（*柱 3*）の推進に向けては、行政機関としての対策もさることながら、外来種に係る全ての団体及び個人において、「外来種を入れない・捨てない・拡げない」の「外来種被害予防三原則」が徹底されることが肝要である。
・この点、「外来種対策に関する普及啓発・教育の推進と人材の育成」（*柱 1*）を通じて、更に広く一般に外来種への認識及び理解を呼びかけること、適切な行動喚起を引き起こすこと（＝主流化すること）が望まれる。

○外来種対策に係る知見の共有及び防除・管理手法に係る調査研究の進展

【現状】
・「情報基盤の構築及び調査研究の推進」（*柱 7*）に関して、現行の行動計画の期間を通じて進展が見られ、とりわけ優先度の高い侵略的外来種に関する分布情報及び防除手法等に関しては、有効な知見が一定程度集積されてきたと言える。

【課題】
・今後の外来種対策の実質的な推進に向けて、集積された知見が各主体に対して適切に共有されること、防除や管理手法の開発に主眼を置いた調査研究が更に進展することが望まれる。